【様式】

令和　年　月　日

養豚経営体

　〇〇〇〇　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（確認した者の所属、氏名）注）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属：〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：△△　△△　　印

令和元年度公益社団法人新潟県畜産協会ＡＳＦ侵入防止緊急

支援事業により電気柵を設置した場合の確認調書

　「公益社団法人新潟県畜産協会ＡＳＦ侵入防止緊急支援事業実施要領」（令和元年9月25日付け新畜協第283号）第４の６の（４）の規定に基づき、本事業により電気柵を設置した場合の電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）における感電防止のための適切な措置が講じられていることについて、下記のとおり確認したので報告する。

記

１　危険である旨の表示

　　（電気柵を設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要）

**・確認しました。（✓印を□内に記入）**

２　出力電流が制限される電気柵用電源装置の使用

　　（電気柵の電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気柵用電源装置を用いる必要）

**・確認しました。（✓印を□内に記入）**

３　漏電遮断器の設置

　　（電気柵を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場合に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要）

**・確認しました。（✓印を□内に記入）**

４　開閉器（スイッチ）の設置

　　（電気柵に電気を供給する回路には、電気柵の事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器（スイッチ）を設置する必要。（電源装置本体に付着されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はない）

**・確認しました。（✓印を□内に記入）**

注）「確認した者の住所、所属、氏名」は、本事業により電気柵を設置した業者、自家施工した場合は当該養豚経営体以外の第３者（取組主体を含む）とする。